

「民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の
一部を改正する条例（案）」に対する県民意見募集の結果

1 実施機関と結果

- (1) 意見募集の期間 令和3年12月20日（月）～令和4年1月18日（火）
- (2) 意見の件数 1件（1名）

2 意見等の概要と県の考え方

意見（概要）	県の考え方
<p>県の『民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例』では市町単位で定数を定めているが自治体独自で域内の旧町単位などエリアごとに定数を定めていることは特に問題はないのか。</p>	<p>条例案で定める市町の定数につきましては、国の基準や各市町の意見を参酌しながら、県の基準に基づいて定めておりますので、妥当であると考えております。</p> <p>一方、自治体（市町）ごとの域内の定数の決め方については、「住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定に留意すること」と国の通知にもあることから、各市町で地域の実情を踏まえて決定されることが望ましく、問題はないと考えております。</p>